

制定	平成14年	1月17日	中国運輸局公示第176号
改正	平成16年	9月22日	中国運輸局公示第63号
改正	平成17年	4月8日	中国運輸局公示第1号
改正	平成18年	9月29日	中国運輸局公示第71号
改正	平成20年	6月30日	中国運輸局公示第42号
改正	平成25年	5月31日	中国運輸局公示第11号
改正	平成29年	3月23日	中国運輸局公示第99号

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する標準処理期間

一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査に要する標準的な処理期間を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年1月17日

中国運輸局長 中村 達朗

記

一般乗合旅客自動車運送事業

1. 事業の経営許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項）

3ヶ月（上限運賃料金の認可を含む。）

なお、道路管理者の意見聴取に関する省令（昭和26年運輸省令・建設省令第1号）第5条の規定に該当する事案及び「路線を定める自動車運送事業の許可申請事案等の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等について」（平成18年9月15日付け国自旅第162号）1の両方の規定に該当する事案並びに地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条第2項に規定する協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）で協議が調った事案については、特段の事情がない限り、概ね2ヶ月を目途とする。

2. 事業計画の変更認可（法第15条第1項）
- (1) 路線の新設に関するもの 3ヶ月（上限運賃料金の認可を含む。）
 なお、高速自動車国道等の新規供用に伴う経路変更事案（いわゆる「乗せ替え事案」）及び既存路線の一部延長事案等の軽微な事案については、特段の事情がない限り、概ね2ヶ月、道路管理者の意見聴取に関する省令第5条の規定に該当する事案及び「路線を定める自動車運送事業の許可申請事案等の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等について」1の両方の規定に該当する事案並びに地域公共交通会議等で協議の調った事案については、特段の事情がない限り、概ね1ヶ月を目途とする。
- (2) 路線の新設以外のもの 2ヶ月
 なお、道路管理者の意見聴取に関する省令第5条の規定に該当する事案及び地域公共交通会議等で協議が調った事案については、特段の事情がない限り、概ね1ヶ月を目途とする。
3. 上限運賃料金の認可（法第9条第1項） 3ヶ月
 なお、停留所の新設及び位置の変更に伴う上限運賃の設定（変更）については、概ね1ヶ月を目途とする。
4. 協定の認可（法第19条第1項） 3ヶ月
5. 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項） 3ヶ月
 なお、事業の許可申請又は事業計画の変更認可申請を伴わない事案については、概ね2ヶ月を目途とする。
6. 事業の譲渡及び譲受の認可（法第36条第1項） 3ヶ月
7. 法人の合併又は分割の認可（法第36条第2項） 3ヶ月
8. 相続の認可（法第37条第1項） 2ヶ月

一般貸切旅客自動車運送事業

1. 事業の経営許可（法第4条第1項） 3～4ヶ月
2. 更新許可（法第8条第1項） 4～6ヶ月
3. 事業計画変更認可（法第15条第1項） 2～4ヶ月

- | | |
|---------------------------|-------|
| 4. 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項） | 2ヶ月 |
| 5. 事業の譲渡及び譲受の認可（法第36条第1項） | 3～4ヶ月 |
| 6. 法人の合併又は分割の認可（法第36条第2項） | 3～4ヶ月 |
| 7. 相続の認可（法第37条第1項） | 2～3ヶ月 |

乗合・貸切共通事項

- | | |
|----------------------|-----|
| 1. 運送約款の認可（法第11条第1項） | 1ヶ月 |
|----------------------|-----|

附 則

- (1) この公示は、平成14年2月1日以降に処分するものについて適用する。
- (2) 平成12年1月5日付け中国運輸局公示第4号「一般乗合旅客自動車運送事業の経営免許、事業計画変更認可、運賃料金認可申請事案及び一般貸切旅客自動車運送事業の経営許可、事業計画変更認可申請事案の標準処理期間」は、平成14年1月31日限り、これを廃止する。

附 則（平成16年9月22日）

この公示は、平成16年10月1日以降に申請のあったものから適用する。

附 則（平成17年4月8日）

この公示は、平成17年5月1日以降に申請のあったものから適用する。

附 則（平成18年9月29日）

この公示は、平成18年10月1日以降に申請のあったものから適用する。

附 則（平成20年6月30日）

この公示は、平成20年7月1日以降に申請のあったものから適用する。

附 則（平成25年5月31日）

この公示は、平成25年6月1日以降に申請のあったものから適用する。

附 則（平成29年3月23日）

この公示は、平成29年4月1日以降に申請のあったものから適用する。